

# 第3章 旅 費

## ○男鹿地区消防一部事務組合職員の旅費に関する条例

昭和48年6月1日  
条 例 第 6 号

改正 平成17年3月22日条例第4号

**第1条** この条例は、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**第2条** 職員の旅費に関しては、男鹿市職員等の旅費に関する条例（平成17年男鹿市条例第46号）及び男鹿市職員等の旅費に関する規則（平成17年男鹿市規則第38号）を準用する。この場合において、準用上必要な事項については、管理者が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。